

事務事業名		きのこ原木等処理事業		☐ 実施計画掲載事業 ☐ 総合戦略掲載事業	
政策体系	政策名	01 豊かな市民生活を実現する産業の振興		事業期間	
	施策名	02 地域特性を生かした農林業の振興			
	基本事業名	04 林業の活性化		☐ 単年度のみ ☒ 単年度繰返 (開始 H24 年度～) ☐ 期間限定複数年度 【計画期間】 年度～ 年度 ※全体計画欄の総投入量を記入	
根拠法令				予算科目 会計 款 項 目 事業 01 06 02 02 10 事務事業区分 A 政策事業 B 施設整備 C 施設管理 D 補助金等 E 一般(A～D以外)	
所属	部課名	農林水産部農林課		全体計画(※期間限定複数年度のみ) 総投入量 (千円) 事業費 財源内訳 国庫支出金 都道府県支出金 地方債 その他 一般財源 事業費計(A) 0 正規職員従事人数 延べ業務時間 人件費計(B) 0 トータルコスト(A)+(B) 0	
	課長名	菅原 博幸			
	係名	林業係	電話 27-3111		
	担当者	石岡 拓也	内線 7127		
事務事業の概要(具体的なやり方、手順、詳細。期間限定複数年度事業は全体像を記述) きのこ原木等処理 業務委託により、落葉層の除去及びほだ木の一時保管、また、それに伴うほだ木の移動及び一時保管を実施し、出荷制限指示の解除要件を整える。					

1 現状把握の部(DO)

(1) 事務事業の目的と指標		(5) 活動指標(事務事業の活動量を表す指標)	
① 手段(主な活動)		名称 単位 ア ほだ木の移動及び一時保管数 本 イ 落葉層の除去及び一時保管数 m³ ウ	
前年度実績(前年度に行った主な活動)			
実績なし			
今年度計画(今年度に計画している主な活動)			
落葉層の除去及び一時保管(1生産者 50m³)			
② 対象(誰、何を対象にしているのか) * 人や自然資源等		(6) 対象指標(対象の大きさを表す指標)	
生産者		名称 単位 カ 生産者 人 キ ク	
③ 意図(この事業によって、対象をどう変えるのか)		(7) 成果指標(対象における意図の達成度を表す指標)	
指標値超過したきのこ原木等を処理することにより、生産を再開する		名称 単位 サ 出荷再開生産者 人 シ ス	
④ 結果(基本事業の意図:上位の基本事業にどのように貢献するのか)			
安定して林業を営む			

(2) 総事業費・指標等の推移										
			年度	27年度(実績)	28年度(実績)	29年度(実績)	30年度(目標)	31年度(目標)	32年度(目標)	
			単位							
投入量	事業費	財源内訳	国庫支出金	千 円						
			都道府県支出金	千 円	0	0	379	1,371	0	0
			地方債	千 円						
			その他	千 円						
			一般財源	千 円			1	1		
			事業費計 (A)	千 円	0	0	380	1,372	0	0
	人件費	正規職員従事人数	人	0	0	1	1	0	0	
		延べ業務時間	時 間	0	0	30	30	0	0	
		人件費計 (B)	千 円	0	0	120	120	0	0	
		トータルコスト(A)+(B)	千 円	0	0	500	1,492	0	0	
⑤活動指標			ア	本	0	0	0	0	0	
			イ	m³	0	0	3	50	0	0
			ウ							
⑥対象指標			カ	人	0	0	1	1	0	0
			キ							
			ク							
⑦成果指標			サ	人	0	0	1	1	0	0
			シ							
			ス							

事務事業ID	1578	事務事業名	きのこ原木等処理事業
--------	------	-------	------------

(3) 事務事業の環境変化・住民意見等

① この事務事業を開始したきっかけは何か？いつ頃どんな経緯で開始されたのか？

東京電力原子力発電所の事故に伴う放射性物質の影響を受け、出荷制限指示の対象となった岩手県内の市町村のきのこ(原木露地栽培しいたけ)の生産再開のため、「きのこ原木及び菌床用培地の当面の指標値の設定について」(平成23年10月6日付け23生産第4734号、23林政経第213号)により示されたきのこ原木及びほだ木の当面の指標値を超過しているきのこ原木等処理を進めるため岩手県きのこ原木等処理事業が平成24年10月12日で施行された。

② 事務事業を取り巻く状況(対象者や根拠法令等)は、開始時期あるいは後期基本計画策定時と比べてどう変わったのか？

出荷制限指示時には、不透明であった出荷制限の一部解除の要件が示され、指標値超過ほだ木並びに落葉層の除去が出荷制限指示の一部解除並びに生産再開において必須となった。

平成28年4月、市内5生産者に対し、出荷制限の一部解除が成された。

③ この事務事業に対して関係者(住民、議会、事業対象者、利害関係者等)からどんな意見や要望が寄せられているか？

出荷制限指示の一部解除にむけ、迅速な対応を求められている。

2 評価の部(SEE)＊原則は事後評価、ただし複数年度事業は途中評価

目的 妥当性 評価	① 政策体系との整合性	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☒ 結びついている ⇒【理由】 今事業完了は、出荷制限の一部解除における要件のひとつであり、政策体系と結びついている。
	② 公共関与の妥当性	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☒ 妥当である ⇒【理由】 市が事業主体となり、処理事業を進めることにより迅速な対応が出来る。また、当事業は、岩手県の10/10補助事業であり、事業費については、岩手県が東京電株式会社に対し、損害賠償請求するものである。
	③ 対象・意図の妥当性	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☒ 適切である ⇒【理由】 出荷制限の一部解除による生産再開が目的であり、対象は適切である。
有効性 評価	④ 成果の向上余地	☐ 向上余地がある ⇒【理由】 ☒ 向上余地がない ⇒【理由】 出荷制限の一部解除による生産再開が目的であり、成果の向上余地はない。
	⑤ 廃止・休止の成果への影響	☐ 影響無 ⇒【理由】 ☒ 影響有 ⇒【その内容】 指標値を超過したきのこ原木等の処理は、出荷制限指示の一部解除の要件のひとつであり、廃止・休止は出来ない。
効率性 評価	⑥ 事業費の削減余地	☐ 削減余地がある ⇒【理由】 ☒ 削減余地がない ⇒【理由】 事業費は一時保管にかかる委託費であり、その大部分が、資材費となっている。一時保管の対象となっているきのこ原木等は、高濃度の放射線物質を含むことから、適正な一時保管を行うためには事業費の削減は出来ない。
	⑦ 人件費(延べ業務時間)の削減余地	☐ 削減余地がある ⇒【理由】 ☒ 削減余地がない ⇒【理由】 事業執行に係る事務職員の人件費であり、削減の余地がない。
公平性 評価	⑧ 受益機会・費用負担の適正化余地	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☒ 公平・公正である ⇒【理由】 指標値を超過したきのこ原木等の処理は、東京電力株式会社の損害賠償対象経費であり、生産者にかわり市事業主体として処理を実施することは、一部の受益者に偏ったものとはならない。

3 今後の方向性(次年度計画と予算への反映)(PLAN)

(1) 改革改善の方向性		(2) 改革・改善による期待成果																						
① 現状維持 ② 改革改善(縮小・統合含む) ③ 終了・廃止・休止		左記(1)の改革改善を実施した場合に期待できる成果について該当欄に「●」を記入する。 (終了・廃止・休止の場合は記入不要)																						
(3) 改革改善を実現する上で解決すべき課題とその解決策又は特記事項等		<table><tr><th colspan="2" rowspan="2"></th><th colspan="3">コスト</th></tr><tr><th>削減</th><th>維持</th><th>増加</th></tr><tr><th rowspan="3">成果</th><th>向上</th><td></td><td></td><td></td></tr><tr><th>維持</th><td></td><td>●</td><td>×</td></tr><tr><th>低下</th><td></td><td>×</td><td>×</td></tr></table>				コスト			削減	維持	増加	成果	向上				維持		●	×	低下		×	×
						コスト																		
		削減	維持	増加																				
成果	向上																							
	維持		●	×																				
	低下		×	×																				
現状どおり継続して事業を実施する。																								

4 課長等意見

(1) 今後の方向性	(2) 全体総括・今後の改革改善の内容
① 現状維持 ② 改革改善(縮小・統合含む) ③ 終了・廃止・休止	